

議案第63号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市民課	本人以外の第三者による印鑑登録証明書の交付申請手続きについて、国が定める印鑑登録証明事務処理要領に則した規定に見直すため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 本人以外の第三者による印鑑登録証明書の交付申請手続きについて、国が定める印鑑登録証明事務処理要領に則した規定となるよう所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>【関係法令】 印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治省策定）</p> <p>【内 容】 印鑑登録証明書の交付申請手続き（第13条関係） 本人以外の第三者による印鑑登録証明書の交付申請に際し、条例では委任状の提出が必要であることを規定しているところ、国が策定し、これに準拠するよう指導している印鑑登録証明事務処理要領においては、印鑑登録証の提示をもって、本人の授権による代理人とみなし、委任状の提出を求めているため、同要領と整合するよう規定を整備する。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p> <p>【そ の 他】 この条例の改正に伴い、同条例施行規則についても改正を行う。</p>	